

久喜市子ども医療費支給に関する条例（平成22年久喜市条例第127号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	久喜市
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	74-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	久喜市子ども医療費支給に関する条例（平成22年久喜市条例第127号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		久喜市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第6の項 久喜市子ども医療費支給に関する条例（平成22年久喜市条例第127号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第1条	久喜市子ども医療費支給に関する条例(平成22年3月23日条例第127号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、（児童を養育している者）に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、（次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること）を目的とする。	この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、（子ども）に対する医療費の一部を支給することにより、（子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		久喜市子ども医療費支給に関する条例

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	久喜市子ども医療費支給に関する条例第6条
事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	久喜市子ども医療費支給に関する条例第6条の受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	久喜市子ども医療費支給に関する条例第6条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報
備考		

届出情報

独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年12月22日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	27
保護評価書の名称	子ども医療費の支給に関する事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E4%B9%85%E5%96%9C%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=12&opn_date_from_day=22&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=22&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2